

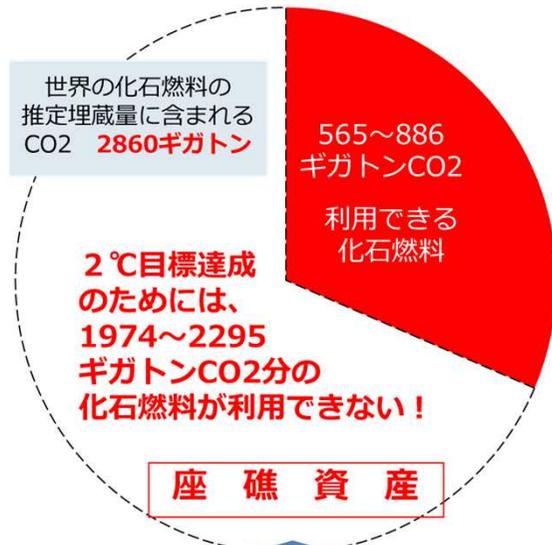
環境金融等に係る最近の動向について



平成28年10月

気候変動問題はビジネス上のリスクに

- いわゆる「2 目標」は、国際的な合意事項。この目標の達成のためには、今後、世界の化石燃料の推定埋蔵量の1 / 3しか、利用できない(推定埋蔵量の2 / 3が使えない = 座礁資産化)。現在の資源会社の企業価値は、過大に見積もられている可能性。



COP16「カンクン合意」(2010年)

各国政府が、産業革命以前からの平均気温上昇を2 未満に抑制することに合意(2 目標)

気候変動に関する米中共同声明(2015年9月)

2 目標を念頭に、今世紀半ばまでの戦略策定の重要性を強調

パリ協定(2015年12月)

世界共通の長期目標として2 目標のみならず1.5 への言及

金融安定理事会(FSB)議長・英国中央銀行総裁
(Mark Carney)のスピーチ(昨年9月)

気候変動は以下の三つの経路から金融システムの安定を損なう恐れがある。

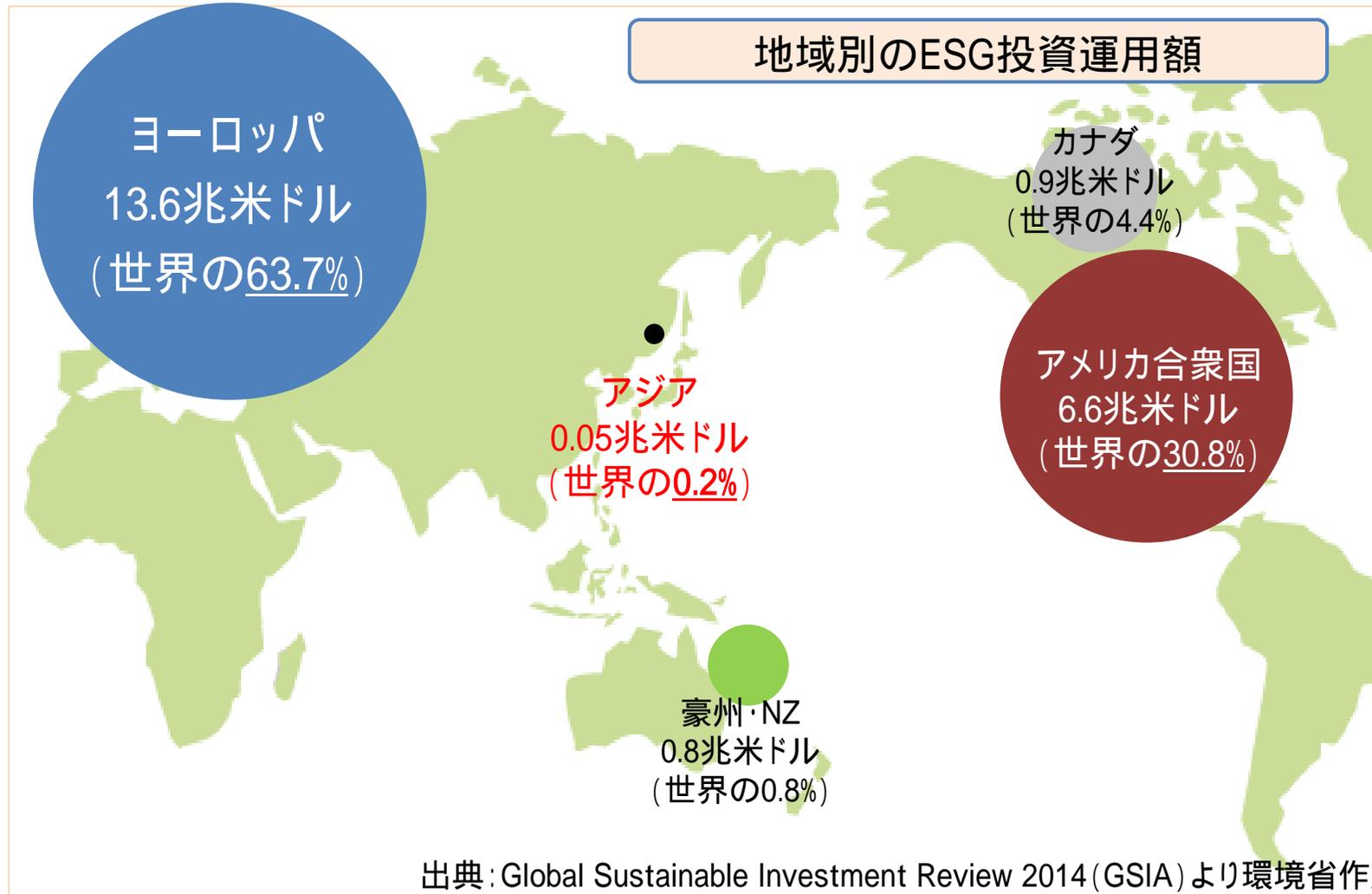
- **物理的リスク**: 異常気象によって銀行や保険会社の資産が直接的な損害を受ける場合
- **信頼性リスク**: 気候関連の損失補填を求める人々や企業に対し金融機関やその顧客が将来の法的責任を負う場合
- **移行リスク**: 低炭素経済への移行過程で発生する予想外のコスト



出典: Financial Times(2015年9月30日付電子版)

世界のESG投資の動向

- 中期的な投資リスクを回避するなどの観点から、企業の環境配慮等の要素を考慮して投資を行う「ESG投資」が世界的に急速に拡大。
- 世界のESG投資運用額は、2012年の13.3兆米ドルから2014年には21.4兆米ドルへ。2年でおおよそ61%も増加。



ダイベストメントとエンゲージメント

- 海外では既に、大手の金融機関、機関投資家等が、石炭等の化石燃料を「座礁資産」と捉え、投融資を引き上げる動き (ダイベストメント) や、保有株式等に付随する権利を行使する等により投融資先企業の取組に影響を及ぼす動き (エンゲージメント) を開始。

ダイベストメント

2015年6月5日、ノルウェー公的年金基金(GPFG) が 保有する石炭関連株式をすべて売却する方針を、ノルウェー議会が正式に承認。

約104兆円(平成27年3月末時点)の資産規模を有する世界有数の年金基金。我が国の年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の資産規模は、約138兆円。

気候変動会議
COP21
【パリ】浅沼直樹「石炭や石油など化石燃料に
関連する産業への投資から撤退する活動」ダイベストメント」に賛同する
「パリ」浅沼直樹「石炭や石油など化石燃料に
関連する産業への投資から撤退する活動」ダイベストメント」に賛同する

化石燃料投資撤退の賛同組織
運用資産、計420兆円に

出典：平成27年12月3日 日本経済新聞

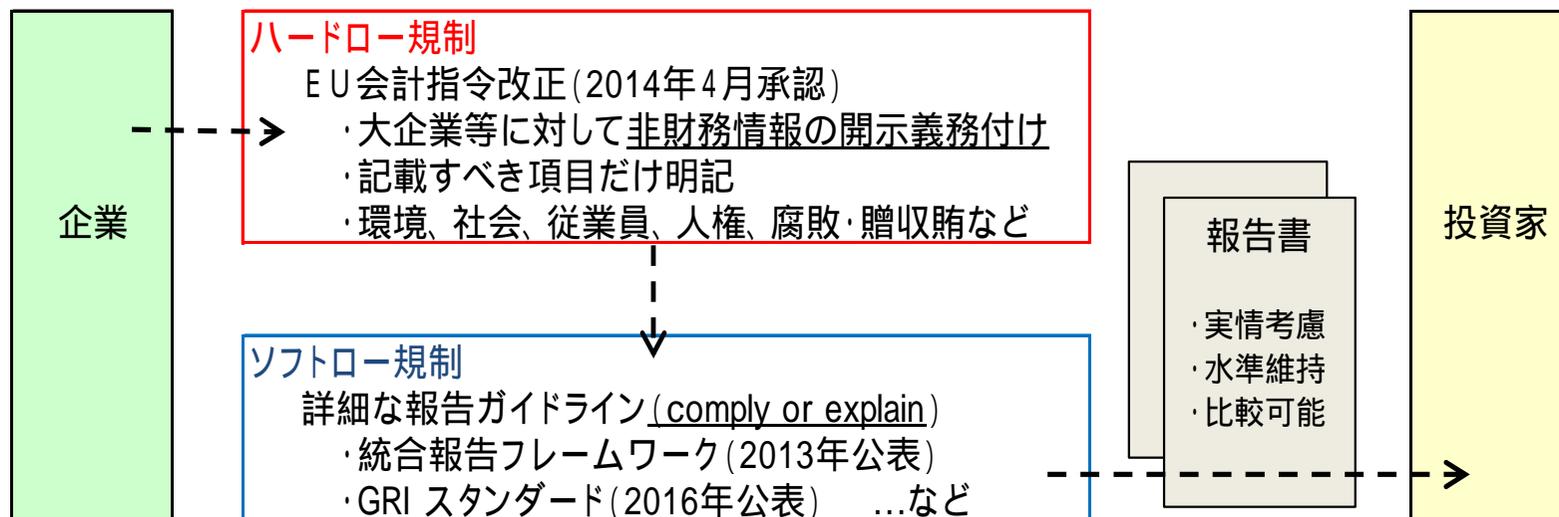
エンゲージメント

“Aiming for A”

- ・108の機関(英国地方自治体・英国教会・基金・保険会社・運用機関・アセットオーナー等)によるエンゲージメント活動。
- ・BP、ロイヤルダッチシェルに対して、「企業活動に伴う温室効果ガス排出量の管理」「2035年以降を念頭においた現存資産構成の有効性分析」等に関する情報開示を要請。
- ・2015年の株主総会で株主提案。BP98.3%、ロイヤルダッチシェル98.9%の賛成で可決。

非財務情報開示に関する各国の動向（1 / 2）

【欧州】 ハードロー規制とソフトロー規制を効果的に組み合わせ



【米国】 気候変動に関する財務報告ガイダンスを公表

気候変動開示ガイダンス文書 (2010年2月)

規則S-K (非財務セクション) の「経営者による財務・経営成績の分析 (MD&A)」や「リスク要因」といった適用解釈において、気候変動情報の開示が必要となる場合を明記

FASB (Sustainability Accounting Standards Board)

米国上場会社が米連邦証券取引委員会 (SEC) に提出を義務付けられている財務書類において
持続可能

性情報を開示する際の基準を設定へ。基準はインダストリーごとに設定

非財務情報開示に関する各国の動向（2 / 2）

【FSB】 気候関連財務ディスクロージャータスクフォース(TCFD) 策定

FSB：金融安定理事会（主要25カ国の地域の中央銀行、金融監督当局、財務省、IMF（国際通貨基金）、世界銀行、BIS（国際決済銀行）、OECDなどが参加

気候関連財務ディスクロージャータスクフォース（TCFD）設立（2015年12月）

背景：世界的に気候関連のインパクトが財務リスクをもたらすとの見方が顕著であるが、G20の大半の国では気候関連ディスクロージャーを求める規則あるいは規則上の指針が存在するが、直接的に気候関連の財務リスクについて求めている例は少ない

TCFD論議の意義

- ・任意かつ民間主導のイニシアティブ
- ・財務的リスク／機会に焦点
- ・既存イニシアティブを度第とした枠組みを標榜
- ・メインストリームの財務報告への開示を推奨
- ・気候変動リスク及び機会を中長期的な経営課題と位置付け、フォワードルッキングな開示を促していること

スケジュール

2016年4月1日 フェーズ レポート公表

2016年12月末 FSBへのフェーズ レポート提出

【アジア】 証券取引所による非財務情報の開示強化

台湾証券取引所： CSR報告書の提出を義務化（2015年2月）

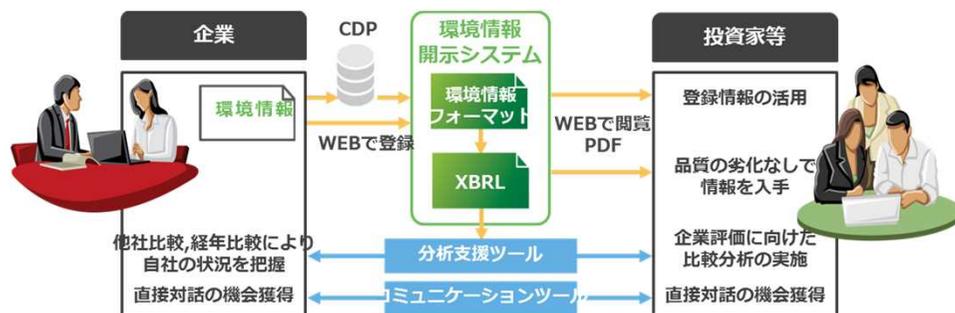
香港証券取引所： ESG情報開示義務化を決定（2015年12月）

マレーシア証券取引所： CSR情報の開示義務化の諮問書公開（2015年7月）

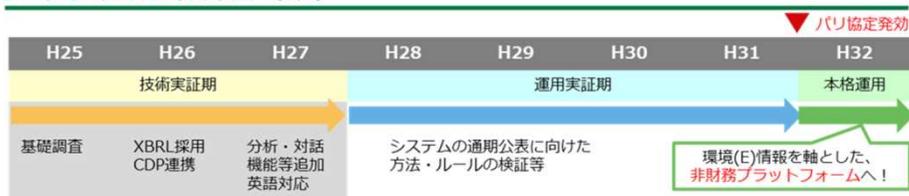
シンガポール証券取引所： ESG情報の開示を強化する内容の計画を公表。（2015年5月）

我が国におけるESG投資促進のための取組

- ESG投資の拡大に合わせて、環境情報を含む非財務情報開示に向けた取組も世界で進んでいる。
- 我が国では、投資家が環境情報を比較可能かつ容易に入手できる開示システムの実証事業に企業、金融機関、機関投資家等あわせて約300者が参加(2015年度)。
- 金融機関が本業をとおして環境等に配慮する旨をうたう「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」に国内252の金融機関が署名(2016年9月末時点)。
- また、長期投資にあたり、ESG情報を考慮する上で機関投資家等に参考となり得る考え方や切り口の整理等を分かりやすくまとめるため、有識者検討会を開催。



本事業の全体計画 (案)



情報開示基盤整備事業は、技術実証(2013年度～2015年度)の後、本格運用に向けて運用実証期(2016年度～2019年度)に入る。

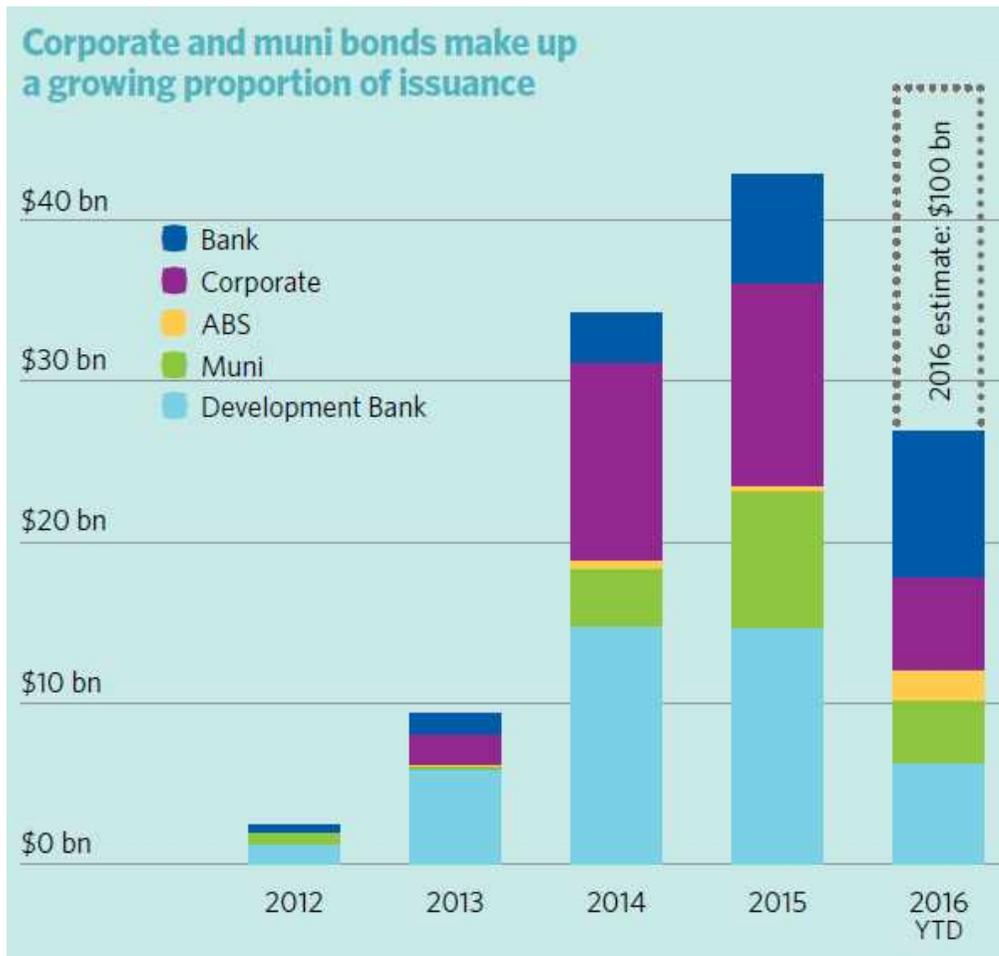


平成28年3月に金融行動原則第5回総会を開催し、署名金融機関の優れた環境配慮の取組みに対して贈られる環境大臣賞を損害保険ジャパン日本興亜(株)が受賞

世界におけるグリーンボンド発行状況

世界でのグリーンボンド発行は、近年急速に伸びており、英Climate Bond Initiativeによると、世界でのグリーンボンドの発行額累計は、925億米ドルにのぼる(2015年末時点)。

通貨別で見ると、米ドルとユーロで、これまでの累計発行の80%以上を占めるが、特に2016年は中国の金融機関等による発行が突出して多く、今後も中国での市場拡大が見込まれる。



Climate Bonds Initiative (<http://www.climatebonds.net>)のレポートより抜粋。
2016年については5月末時点の数値。

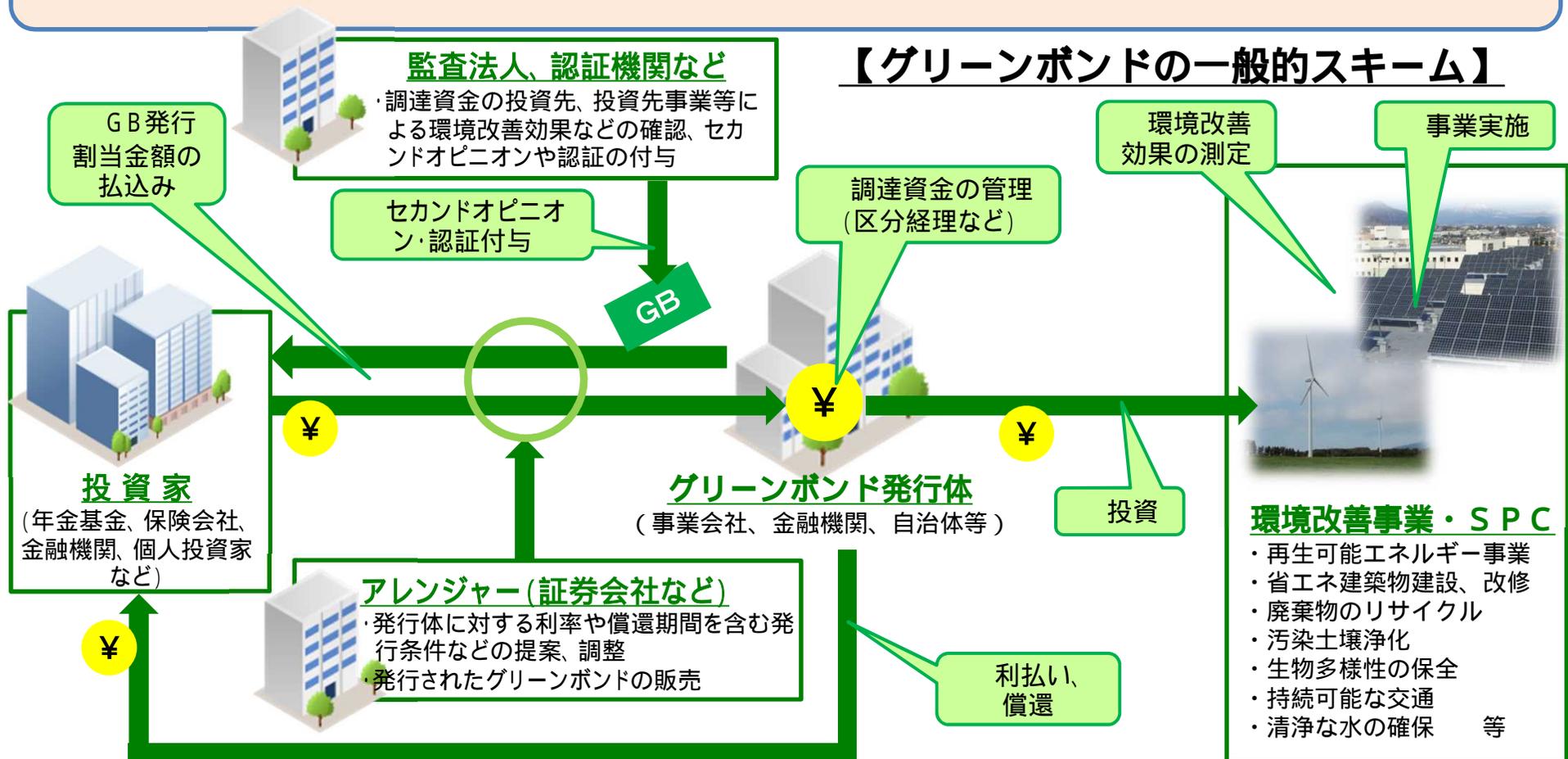
Climate Bonds Initiative (<http://www.climatebonds.net>)のレポートより抜粋。

グリーンボンドの普及促進

「グリーンボンド」とは、企業や地方自治体等が、環境改善事業(再生可能エネルギー事業、省エネ建築物の建設、清浄な水の確保など)に要する資金を調達するために発行する債券。

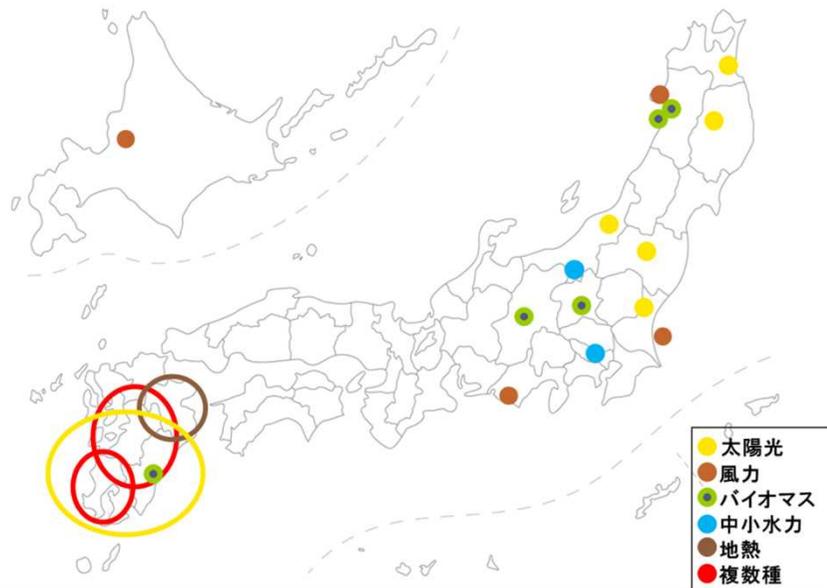
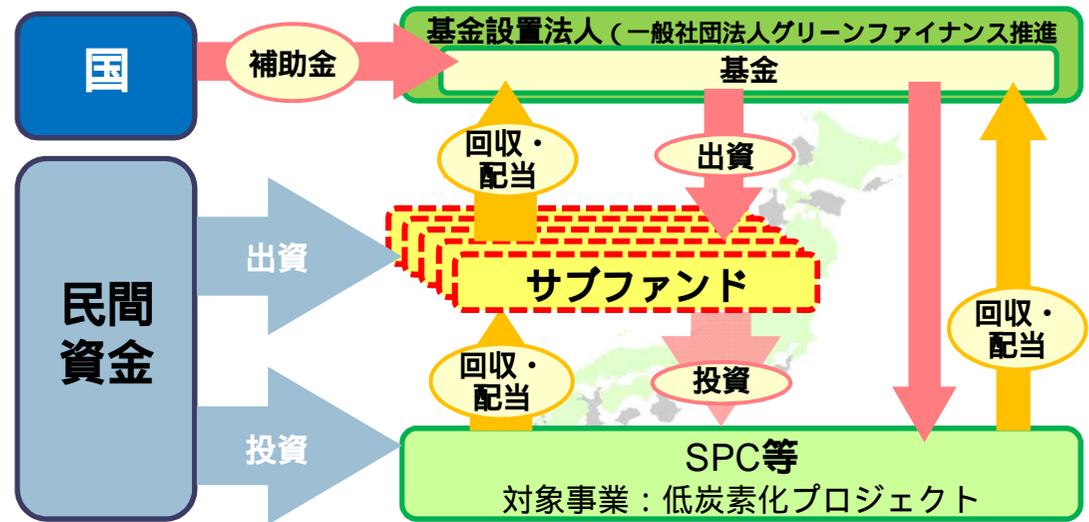
ESG投資の世界的普及などを背景に、諸外国では発行額が急増(2012年:26億ドル 2015年:418億ドル)。2016年は中国での発行が激増(8月までですでに174億ドル。全世界の発行額の40%)。我が国でのグリーンボンド発行・投資の普及のため、本年度に、グリーンボンドガイドライン(仮称)を策定する予定。

【グリーンボンドの一般的スキーム】



地域低炭素投資促進ファンド事業

- 民間資金の呼び水として、低炭素化プロジェクトに出資をする地域低炭素投資促進ファンドを組成。
- 2015年度末までに23件を出資決定し、合計約78億円の出資上限額を設定。本ファンドが呼び水となり、8倍程度の民間資金等(総事業費:約663億円)が集まる見込み。



	出資額	件数	総事業費 (見込み)
太陽光	12.6億円	7件	144.2億円
風力	24.9億円	5件	182.0億円
中小水力	6.4億円	2件	14.2億円
バイオマス	19.0億円	5件	273.1億円
地熱・温泉熱	10.0億円	2件	39.0億円
複数種	5.0億円	1件	10.0億円
合計	77.9億円	23件	662.6億円